

## アジア諸国と人権 (その三八)



研究センター所長  
京都大学名誉教授

安藤 仁介

一九四五年八月、日本の敗戦に伴いヴィエト・ミンはハノイを占拠、翌九月にヴィエトナム民主共和国(北ヴィエトナム) 樹立を宣言してホー・チ・ミンが初代大統領に就任、四六年一月には復帰したフランス軍とハイフォンで衝突して第一次インドシナ戦争が始まります。フランスは四九年サイゴンでバオダイを復位させヴィエトナム国の独立を認めますが、五四年にはディエンビエンフーの戦いに敗れてジュネーブ協定を締結し、ヴィエトナムは北緯一七度線で南北に分断されました。南では一九五五年、フランスに替わった米国を後ろ盾にゴ・ジエン・ジエムが大統領に就任しヴィエトナム共和国(南ヴィエトナム)と改称、これに対して六〇年南ヴィエトナム

解放民族戦線が結成され、六二年以降米国も介入する第二次インドシナ戦争へと繋がります。そして七三年には南北ヴィエトナム政府、解放戦線、米国の四者によるパリ和平協定が成立し、米国人捕虜釈放と米軍の撤退後、七五年の北側大攻勢の前にサイゴンは陥落、南側は全面降伏、翌七六年の南北統一選挙で選ばれた国会は国名をヴィエトナム社会主義共和国と改めたのです。

さて、先に見たヴィエトナムにおける旧教の迫害を理解するためには、フランス植民地時代から続く同国の苦難の歴史を顧みる必要があるでしょう。このことは、共産党の一党独裁やそれに基づく経済政策についても当てはまり、多くの面で国民の自由な活動が制約されています。もつとも、だからといってあらゆる人権の制約が許されるわけではなく、必ずしも政治体制や経済政策に関わりのない人権問題も見受けられます。たとえば、自由権規約委員会の審査では、被疑者の扱いや刑務所の状況に懸念が表明され、被疑者については身柄の拘束後、家族や弁護士への連絡が確保されていないこと、身柄の拘束場所や刑務所の医療体制や衛生基準に問題があることなどが指摘されました。また、NGOを含む団体の組織や活動、マスメディアの報道に関して、種々の規制が課

されていることが問題とされています。

さらに、女性の人権についても、DVをはじめ、避妊の選択や具体的な方法に対する家族内や社会的な制約が強いこと、教育・社会生活・家庭生活において子供や年少者の意思が必ずしも尊重されていないこと、とりわけ身体不自由者の人権保護が不十分なことなどが、規約人権委員会の懸念事項に挙げられています。そしてヴィエトナムも他の東南アジア諸国と同様に、少数民族問題を抱えています。3パーセントの中国系に加え、タイ系、クメール(カンボディア)系のほか、最初に触れたようにミャオ、ヤオ、ムオン、モイなどの山岳部族を含めて全人口の15パーセント近くが少数民族です。ただし、ビルマのように分離・独立をめぐる鋭い対立はありません。

実は私には、ヴィエトナムについて、個人的な想い出が二つあります。一つは一九六九年、米国の首都ワシントンで博士論文を仕上げため大部の資料をコピーしていた店の経営者夫妻がヴィエトナム出身者でした。親しくなつて夕飯にも招いていただきましたが、かれらは英語と並んで流暢なフランス語をしゃべり、かつては裕福な階層に属していたと思われれます。おそらく何らかの事

情で米国籍を取得することになったのでしようが、かれらが過去にこだわらず立派な米国民になろうと真摯に努力している姿勢がきわめて印象的でした。もう一つは、一九九七年一月、京都大学国際交流委員会を通して知り合ったヴィエトナム国立大学副学長にお願いしてホー・チ・ミン校を訪れ、法学部の私のゼミ生と同校の学生とを英語で交流させた経験です。このときは大型バスで三日間、大学以外の名所まで案内いただきました。しかも、物質的には日本より恵まれていない当時の学生たちが、スクーターを乗り回して親身に付き合ってくれたことが、これも強く印象に残っています。

ところで、自由権規約に基づく二〇〇二年のヴィエトナム第二回国家報告の審査には私も立ち会いましたが、政府代表は一九八六年に始まる「ドイモイ(刷新)政策」の下で社会主義に市場経済システムを取り入れた経済成長の成果を盛んに強調していました。そのせいか、二〇一二年の一人当たり国民所得は一四〇〇米ドルに達し、ヴィエトナムは今やいわゆる中進国の仲間入りをしました。南シナ海の海洋資源をめぐる中国との紛争は遺憾ですが、勤勉で粘り強い国民性に裏付けられて、ヴィエトナムは着実な経済発展を実現し、それが人権の伸長に繋がることを期待されます。